

制限行為能力者 宅建 H15-01-4 <<#577>>

【問】 正誤をつけよ。

被保佐人が保佐人の事前の同意を得て土地を売却する意思表示を行った場合、保佐人は、当該意思表示を取り消すことができる。

【答え】 誤り

<<ポイント>> 保佐人の同意を要する行為等【宅建 たまに訊かれる】

1 被保佐人が次に掲げる行為をするには、その保佐人の同意を得なければならない。

三 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為をすること。

4 保佐人の同意を得なければならない行為であって、その同意又はこれに代わる許可を得ないでしたものは、取り消すことができる。（民法 13 条 1 項本文、1 項 3 号、4 項）

